



KPMG Newsletter

KPMG Insight

 Sustainability

財務関連サステナビリティ情報の保証を巡る動向



Vol. **60**

May 2023



Sustainability

財務関連サステナビリティ情報の保証を巡る動向

KPMG あずさサステナビリティ
アシュアランス事業部

山田 岳 / パートナー

佐藤 研一郎 / パートナー

近年、投資家からの財務関連サステナビリティ情報（以下、「サステナビリティ情報」という）の開示ニーズの高まりを受け、サステナビリティ情報自体の重要性が高まっています。同時に、サステナビリティ情報として開示している各種指標について、その信頼性を高めるべく、サステナビリティ指標についての保証ニーズも高まっています。本稿では国内外の動向について解説するとともに、制度保証が企業にどのような影響を与え、どのような取り組みが必要とされるかについて解説します。なお、本文中の意見に関する部分については、筆者の私見であることを、あらかじめお断り致します。



山田 岳
Takeru Yamada



佐藤 研一郎
Kenichiro Sato

POINT 1

保証制度化のスピード感

国外での保証制度化は待ったなしの状況であり、国内動向に注視が必要である。グローバル展開する企業は国内のみならず、展開する国・地域の制度動向まで注視が必要である。

POINT 2

制度化に向けた取り組み

算定方針の適切な整備、数値誤りなどが生じないような仕組み作り、仮に数値誤りがあったとしても、適時適切に発見できるような内部統制を整備・運用することに加え、ITシステムの構築を含む、開示早期化を視野に入れた体制構築が重要だ。

POINT 3

所管部署の整理

財務関連サステナビリティ情報の保証にあたり、部門横断的な取り組みが必要である。そのためには、「誰が」、「何を」、「いつ」、「どのように」リードしていくかを整理しなければならない。

POINT 4

制度開示外の情報とマテリアリティの関係

マテリアリティに関連した指標と、任意に開示しているKPIの関連性を整理、その関連性を踏まえた戦略的な準備が重要となる。

財務関連サステナビリティ情報の国内外の保証を巡る動向

従来、サステナビリティ情報は任意開示でした。ところが、国外に目を向けると、サステナビリティ情報を制度開示とする動きが活発化し、さらには開示に加えて保証を義務化する動きも見られます。

まず、欧州ではついに Corporate Sustainability Reporting Directive (CSRD: 企業サステナビリティ報告指令) が2022年12月に最終化されました。このCSRDでは、幅広いトピックについて、企業のマネジメントレポートのなかでサステナビリティ情報の開示が制度化され、また保証も義務付けられることになりました。

次に、米国では2022年3月に上場会社等に気候変動リスクの開示を求める規則案が公表されました。おおむねすべてのSEC登録企業に気候変動に関する開示が提案され、さらに一部の上場会社には、温室効果ガス排出量のうちScope1、2について保証を受けることが提案されています。

わが国に目を向けると、2023年1月に企

業内容等の開示に関する内閣府令等の改正が行われ、今後、有価証券報告書に以下のサステナビリティ情報が記載されることになりました(図表1参照)。

✓ サステナビリティに関する考え方及び取組(新設されたサステナビリティ情報の記載欄において開示)

✓ 多様性に関する3つの指標(女性管理職比率、男性の育児休業取得率、男女の賃金の差異)の情報(従業員の状況において開示)

一方、保証については、制度化に向けた制度の公開草案などは公表されていますが、金融庁に設置された金融審議会/ディスクロージャーワーキング・グループ(以下、「DWG」という)の2022年12月の報告では、サステナビリティ開示基準の制定やサステナビリティ情報に対する第三者による保証に関する提言が示されています。

前述のとおり、現状では国内外ともにサステナビリティ情報の開示は多くの場合任意であり、サステナビリティ情報の保証も任意となっています。国際会計連盟(International Federation of Accountants 以下、「IFAC」という)などが実施した「The State of Play: Sustainability Disclosure &

Assurance 2019-2021 Trends & Analysis (サステナビリティ情報の報告とその保証状況)¹⁾の調査によると、調査対象企業の58%が保証を受けています。調査結果によると、保証を受けている企業の割合は前年と比較して平均で約7ポイント上昇しており、保証ニーズが高まっていることが読み取れます。

また、KPMGが各年で実施している「グローバルサステナビリティ報告調査2022²⁾」では、第三者保証の取得状況は2年前と比較し、ほぼ横ばいという結果が示されています(図表2参照)。しかしながら、日本のN100(売上高上位100社)の場合、2020年に保証を受けていた企業は66%でしたが、2022年では75%と9ポイント上昇、保証を受けている企業が増加していることが見受けられます。

ところで、保証には「合理的保証」と「限定的保証」という2つのレベルが存在します(合理的保証のほうが高い保証水準)。前述のIFACが実施した調査によると、監査法人またはその関係会社が保証を実施している割合は61%ですが、そのうちの97%が限定的保証業務を提供しています。この結果から、現時点では保証水準は限定

図表1 2023年3月期改正後の有価証券報告書の概要

改正後の有価証券報告書の概観は、以下の通りです。

有価証券報告書(主な項目)	第1部 企業情報	
	第1 企業の概況	
	● 従業員の状況(充実)	特に、多様性に関する指標の開示を追加
	第2 事業の状況	
	● 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	
● サステナビリティに関する考え方及び取組(新設)	サステナビリティ情報の記載欄を新設	
● 事業等のリスク	● サステナビリティ全般	
● 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況の分析等	● 人材育成方針、社内環境整備方針、これらに関する指標の内容ならびに当該指標を用いた目標および実績	
第3 設備の状況		
第4 提出会社の状況		
● コーポレート・ガバナンスの状況等(充実)	以下の開示を追加	
第5 経理の状況	● 取締役会等の活動状況	
	● 監査役会等の活動状況に関する「具体的な検討内容」	
	● 内部監査の実効性を確保するための取組	
	● 政策保有株式の発行会社との業務提携等の概要	

出典:金融商品取引法に基づく男女間賃金格差の開示について(金融庁説明資料)資料3をもとにKPMG加工

の保証が圧倒的に多いことが分かります。

一方で、その保証水準を財務情報と同レベルで要求したい投資家サイドは合理的保証を求めているとも言われます。しかし、合理的保証の前提となる内部統制の構築や保証提供者に対して生じる社会的なコストの負担という点を比較考量すべき、あるいはその導入時期はサステナビリティ情報の開示制度の成熟度合いを踏まえて慎重に実施すべきといった議論が、2023年2月に行われたIFRS Sustainability Symposiumでも盛んに語られていました。

国外の状況に再び目を向けると、欧州・米国ともに、保証が義務化される当初は限定的保証が導入されることになっています。欧州のCSRDでは合理的保証基準の採択に関する検討を2028年9月に予定しており、米国では企業の規模によるもの

の、限定的保証に関する2年間の実績を経たうえで合理的保証に移行することが提案されています。

わが国においても、今後、サステナビリティ情報に対する保証の導入が検討されることが想定されており、その際には保証水準についても検討されることが考えられます。

II 企業への影響と必要な対応

サステナビリティ情報の国内外の保証を巡る動向を踏まえると、今後の変化（企業への影響）と備えるべきことは、以下のように考えられます。

(1) 保証制度化の情報収集

欧州、米国の動向や国内のDWGで行われている議論を踏まえると、遠くない将来において、情報の信頼性を確保するという観点から、わが国においても保証が制度化される可能性が高いと考えられます。したがって、わが国の制度化動向を注視することがまず必要となります。その際、グローバルにビジネスを展開する企業はわが国の制度動向のみならず、展開する国・地域の制度にも併せて注視が必要です。

保証が制度化された場合には、保証対象となる指標についてのデータ収集、集計に関する精度向上が必要となる可能性があります。このため、グループレベルで開示するにあたり、どのような数値を各拠点から収集するのか、収集したデータを集計するだけにとどまらず、どのような内部統制を構築するのか、という点まで含めて検討していくことが重要と考えます。

保証が制度化された場合には、当初は限定的保証の保証水準が求められると考えられますが、保証水準がより高い合理的保証に移行していくことも考えられます。このため、より高い保証水準にも対応できるよう、データ収集・集計・チェック体制を充実させておくことよいでしょう。そのコストやタイムスケジュールを検討するためにも、制度化に関する情報収集は重要です。

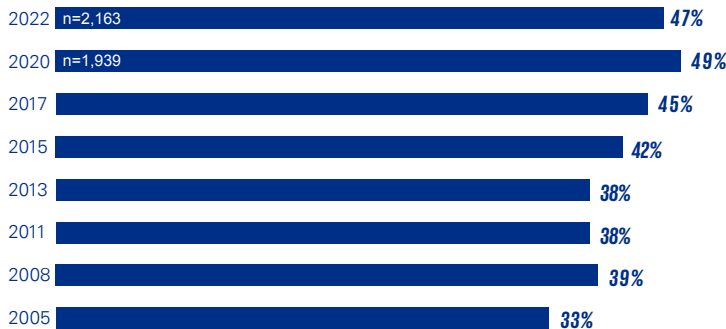
(2) 開示早期化への取組み

現状の実務では、3月決算の場合、ゴールデンウィーク明けにデータが収集され、そこから集計、第三者保証機関からの検証を受け、お盆前後に開示する企業が多く見られます。この点、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による暫定決定では、当初1年間の猶予期間を設けるとされているとはいえ、今後、現状の開示スケジュールよりも早期に開示することが要求されることとされています。

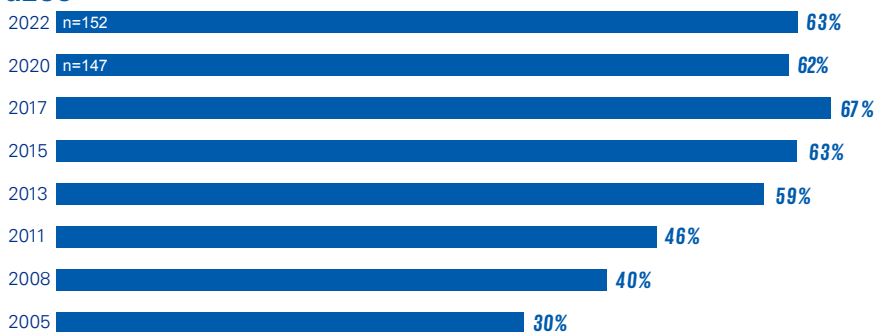
このため、算定方針を適切に整備し、数値誤りなどが生じないような仕組み作りが重要であると考えられます。また、数

図表2 サステナビリティ報告に対する第三者保証の取得割合

N100



G250



母数: サステナビリティやESGに関する報告を実施する N100企業 4,581社、およびG250企業240社

出所: KPMGジャパン「KPMGグローバルサステナビリティ報告調査2022」

N100: 58の各国・地域の売上高上位100社

G250: 2021年度の「Fortune Global 500」の売上高における上位250社

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2023/01/sustainable-value-sustainability-reporting-2022.html>

値誤りがあったとしても、適時適切に発見できるよう、内部統制を整備・運用することも重要です。

上場会社については、すでに決算開示の早期化が実現されており、内部統制の整備・運用についても工夫されています。他方、サステナビリティ情報の開示については内部統制の充実は途上であり、今後、これを効果的・効率的に行っていくことも重要と考えられます。

また、現状、サステナビリティ指標のデータ収集頻度は年に1回という企業が多いですが、適時に異常点や誤りを発見できるように、複数回に分けてデータを収集し、確認・分析を適時に行うことも有効です。

この点、投資家からは、重要な指標であり、その数値が経営意思決定に資する、あるいは利用されているのであれば、現状の多くの日本企業が開示するタイミングになるはずがないという意見もあり、一考に値すると考えられます。

(3) マテリアリティとの関係性検討

制度保証の対象となる指標以外について、任意保証を受けている指標が存在する場合、どのような検討が必要になるでしょうか。この点、企業で識別したマテリアリティと保証対象の指標の関係性の整理が必要になる可能性があります。

マテリアリティについては、色々な説明がされることがありますが、企業が重要と考えている事項（例：気候変動対応、人権の尊重、ダイバーシティの確保など）として説明されることがあります。このため、マテリアルとされた事項に関連する指標については、目標を設定し、毎年その実績を提供していくことが考えられます。

なお、当該実績について当該情報の信頼性を確保するための保証を受けておらず、マテリアリティに関連しない指標に保証を受けている場合には、自己矛盾が生じていると受け止められる可能性があります。このため、マテリアリティと保証対象の指標との関係性について再確認することが望まれます。

III

さいごに

以上を踏まえると、サステナビリティに対する保証について、以下の点が重要と考えられます。

● 保証の制度化に向けた取り組み

ITシステムの構築を含む、国内外グループ会社における情報収集・集計・チェック体制の構築とともに、開示早期化を視野にいれた体制構築をすること。

● 所管部署の整理

現在は、現行の制度開示（有価証券報告書の所管部署と、任意開示（統合報告書、サステナビリティレポートなど）の所管部署、指標担当部署（GHG排出量であれば環境、社会性指標であれば人事など）が分かれていることが一般的と考えられます。仮に任意開示していた指標が制度開示の対象となる場合、責任所管部署を明確にしたうえで、関連部署間の連携を確保することが従来以上に重要になると考えます。

実務では、欧州・米国の制度化を受けて、本社主導で行うか、現地子会社が主体となるかを含めて責任所管部署が明確に定まらない事例も生じ始めています。サステナビリティ情報の開示は、部門横断的に行われることが多く、通常、担当役員などが複数となり、整理に時間を要することも想定されるため、早期の着手が必要と考えます。

● 制度開示外の情報とマテリアリティの関係性

制度開示下において、マテリアリティに関連した指標との関連性に留意することが必要と考えます。両者の関連性を示すと図表3のようになります。今後、表中の「整合性なし」に該当する指標がある場合、これに十分な理由があるかどうかを踏まえ、戦略的に準備を進めていくことが重要と考えます。

- IFAC「The State of Play: Sustainability Disclosure & Assurance 2019-2021 Trends & Analysis（サステナビリティ情報の報告とその保証状況）」
<https://www.ifac.org/knowledge-gateway/contributing-global-economy/discussion/state-play-sustainability-assurance>
- 「KPMGグローバルサステナビリティ報告調査2022」日本版の発行
<https://kpmg.com/jp/ja/home/media/press-releases/2023/01/big-shifts-small-steps.html>

図表3 制度開示下におけるマテリアリティに関する指標

	マテリアリティ	保証	結果
任意開示指標	関連する	あり	整合的
		なし	整合性なし
	関連しない	あり	整合性なし
		なし	整合的

出所:KPMG作成

Sustainable Value Insight 動画シリーズのご紹介

KPMG サステナブルバリューサービス・ジャパンは、サステナブルなビジネス戦略に基づく経営(サステナビリティ経営)を目指すクライアントをサポートする取組みを加速させる施策の1つとして、Sustainable Value Insight 動画シリーズを展開しています。

基本的な概念から最新動向まで、マネジメントや実務担当者の幅広いニーズに応えるコンテンツを、各回8分程度の短時間の動画にまとめて解説しています。

Point

(1) サステナビリティ経営を志向する マネジメント向けに、重要ポイント を抽出

本シリーズでは、KPMGジャパンの専門家が、サステナブルなビジネス戦略に基づく経営を実践する上で、おさえておくべき事項の正しい理解の一助となるポイントを選定し、動画内容に盛り込んでいます。「誤解が生じやすく誤用も散見される概念」や「いまさら聞けない基本用語」も取り扱っています。

(2) 各回8分程度の動画シリーズで構成され、短時間での効率的な学習を支援

本シリーズは、サステナビリティ経営を実践するうえで、特に重要度が高い内容を抽出し、各回8分程度の短い動画にまとめ、KPMGジャパンのホームページ/会員制サイトで公開します。時間や場所を問わず、スマートフォンで手軽にご視聴いただけるため、多忙なマネジメントやサステナビリティ関連業務担当者の効率的な学習に寄与します。

(3) 「概念編」「トピック編」「動向編」 の3部構成で、毎月2〜3本を順次 公開

本シリーズは、「概念編」「トピック編」「動向編」の全3部で構成されています。各編の内容は以下の通りです。

概念編	サステナビリティ経営の根幹となる概念
トピック編	気候変動や人的資本など、サステナビリティ経営における重要トピック
動向編	国際サステナビリティ基準審議会 (ISSB) の公開草案の解説など、最新動向

(4) 業種別SASB基準

サステナビリティに関して求められる対応は業種別に大きく異なります。

SASB基準では業種別に重要と考えられる開示トピックが定められています。

なぜその開示トピックが当該業種で重要とされ、開示が推奨されているかを中心に解説しています。

(業種別に順次公開中)

主なコンテンツ

概念編

- ・サステナビリティとはなにか?
- ・マテリアリティを考える 他

トピック編

- ・気候変動はなぜすべての企業の経営課題か
- ・「人的資本の可視化の取り組み〜人的資本経営」に向けて〜
- ・KPMGグローバルサステナビリティ報告調査2022ハイライト
- ・生物多様性 COP15- ネイチャーボジティブ経済に向けて
- ・取締役会実効性評価におけるポイント 他

動向編

- ・「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正

- ・「ディスクロージャーワーキンググループ(DWG) 報告の提言」 他

業種別SASB基準

- ・SASB基準の特徴と構成
- ・自動車部品
- ・鉄道輸送
- ・レストラン
- ・ホテル・宿泊施設 他

▼ 動画視聴ページ

<https://home.kpmg/jp/ja/home/insights/2022/02/sustainable-value-insight-concept.html>



関連コンテンツ

ウェブサイトでは、サステナビリティ支援に関する情報を紹介しています。

<https://kpmg.com/jp/ja/home/insights/2021/07/sustainable-value.html>

本稿に関するご質問等は、以下の担当者までお願いいたします。

KPMGあずさサステナビリティ株式会社
山田 岳 / パートナー

✉ takeru.yamada@jp.kpmg.com

佐藤 研一郎 / パートナー

✉ kenichiro.sato@jp.kpmg.com

KPMG ジャパン

home.kpmg/jp

home.kpmg/jp/socialmedia



本書の全部または一部の複写・複製・転載および磁気または光記録媒体への入力等を禁じます。

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが特定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

© 2023 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved. Printed in Japan.

© 2023 KPMG Tax Corporation, a tax corporation incorporated under the Japanese CPTA Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.

コピーライト©IFRS®Foundation すべての権利は保護されています。有限責任 あずさ監査法人は IFRS 財団の許可を得て複製しています。複製および使用の権利は厳しく制限されています。IFRS 財団およびその出版物の使用に係る権利に関する事項は、www.ifrs.org でご確認ください。

免責事項：適用可能な法律の範囲で、国際会計基準審議会と IFRS 財団は契約、不法行為その他を問わず、この冊子ないしあらゆる翻訳物から生じる一切の責任を負いません(過失行為または不作為による不利益を含むがそれに限定されない)。これは、直接的、間接的、偶発的または重要な損失、懲罰的損害賠償、罰則または罰金を含むあらゆる性質の請求または損失に関してすべての人に適用されます。この冊子に記載されている情報はアドバイスを構成するものではなく、適切な資格のあるプロフェッショナルによるサービスに代替されるものではありません。

「IFRS®」、「IAS®」および「IASB®」は IFRS 財団の登録商標であり、有限責任 あずさ監査法人はライセンスに基づき使用しています。この登録商標が使用中および(または)登録されている国の詳細については IFRS 財団にお問い合わせください。